

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

公表対象期間：平成30年11月1日～令和元年10月31日

NO	閲覧年月日	閲覧申出者 閲覧委託者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
1	令和元年1月15日	自衛隊秋田募集案内所 防衛省	自衛官募集事務	平成13年4月2日～平成14年4月1日生
2	令和元年2月19日	日本銀行情報サービス局 株式会社 日本リサーチセンター	生活意識に関するアンケート調査	20歳以上の男女 15人
3	令和元年3月7日	公益財団法人 生命保険文化センター 一般社団法人 中央調査社	2019年度 生活保障に関する調査	18～69歳の日本人の男女 30人